

福井県LEDクレジット共同創出・販売事業に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、福井県LEDクレジット共同創出・販売事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福井県内のLED照明において、経済産業省、環境省、農林水産省を制度管理者として運営される「国内における地球温暖化対策のための排出量削減・吸収量認証制度」（以下「J-クレジット制度」という。）に基づき、LED照明由来クレジット（以下「J-クレジット」という。）の創出および販売等を実施することを目的とし、甲および乙は信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めるものとする。

（協定期間）

第2条 この協定の有効期間は、令和8年〇月〇日から令和20年3月31日までとする。

2 協定期間は、甲乙協議の上、延長することができる。

（甲および乙の役割）

第3条 甲乙のJ-クレジットの創出に係る主な役割は、次のとおりとする。そのほか、詳細な役割については覚書に定めるものとする。

- (1) 甲は、県有施設のLED照明の適正な管理を行うとともに、J-クレジット制度に係る手続きに必要な情報や資料を乙に提供する。
- (2) 乙は、福井県名義で方法論「EN-S-006照明設備の導入」のプログラム型プロジェクト（以下「プログラム型プロジェクト」という。）の登録、認証業務を実施し、甲はプログラムの会員となる。乙は、甲がLED化した県有施設の照明を対象に、J-クレジットの創出、認証、販売を行う。乙は、プログラムに参加する会員を募り、参加した会員のLED化に伴うJ-クレジットの創出、認証、販売も併せて実施する。

（業務の計画および実行）

第4条 甲乙は、別に定める仕様書に基づき業務を実行する。

2 業務の内容に変更が生じた場合は、甲乙協議の上、変更を行う。

（J-クレジットの分配）

第5条 創出したJ-クレジットは、覚書に定める割合で分配する。

2 分配の際に端数が生じた場合のJ-クレジットは、乙に帰属する。

3 第1項で定めた分配割合は、社会情勢の変化や制度の改定等の要因により、見直す必要が生じた場合は、甲乙で協議の上、決定する。

（J-クレジットの販売）

第6条 J-クレジットは、甲乙連携して販売促進に努める。

2 乙は、会員のJ-クレジットの販売支援を行う。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定により知り得た秘密を外部に漏らし、またはその他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が終了した後においても適用する。

(情報セキュリティの確保)

第8条 乙は、委託業務の実施において、覚書別紙4の「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、乙は、この協定が終了した後においても、前項に規定する守秘義務を負うものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙がこの契約に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、覚書別紙5の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協定の変更および解除)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲乙で協議し、協定を変更または解除することができる。

- (1) 天災等の不可抗力により事業の実行に支障が生じた場合
- (2) 第5条第3項において分配の割合を見直した場合
- (3) 覚書に規定する協定の解除事由に該当する場合
- (4) その他、甲乙で協議し、必要と認められる場合

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項または各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定める。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県エネルギー環境部長

乙